

障害福祉サービス等の内容と対象者

資料1 - 2	H18.9.16
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

障害福祉サービス（介護給付）

		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	児童デイサービス	短期入所	重度障害者等 包括支援	ケアホーム （共同生活介護）	施設入所
サービス内容		○ホームヘルプサービス	居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供する。	外出時及び外出の前後に行う以下のサービス。 予防的対応…初めての場所についての事前説明、行動障害の引き金となるものからの回避。 制御的対応…自傷・他害を適切におさめ、危険を回避する。強いこだわり、突然動かない等の極端な行動時の対応。	○病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供。 ○日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援を実施。また、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援。 ○これらを通じて、身体能力・日常生活能力の維持・向上を目指す。	○食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援を提供。 ○軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供。 ○これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指す。	○日常生活における基本的な動作の指導、○個別プログラムに添った集団療育。	○入浴、排せつ又は食事等の介護や日常生活上の介護や日常生活上の支援を提供する。	居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供する。例1(ALSの方が介護給付、介護保険、医療保険を組み合わせる利用)。例2(重症心身障害者の方が通所サービス、訪問系サービス、ケアホームを利用)	○食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活の支援。 ○緊急時の応急対策、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。 ○左記支援内容に加えて移乗支援、排せつ支援、入浴支援等。 ○本人の安心と安定の確保。 ○日中活動を含めた利用者負担上限額の管理。	○夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等。 ○生活介護の利用者は利用期間の制限なし。
対象者		障害程度区分が区分1以上	重度の肢体不自由者であって、常時介護常時介護を要する障害者。 障害程度区分が区分4以上 であって、下記のいずれにも該当するもの。 ア)二肢以上に麻痺があること。 イ)障害程度区分認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。	知的障害者又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するもの。 行動援護の項目10点以上、 障害程度区分が区分3以上。	医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち長期の入院による医療的ケアを要するもので、 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって障害程度区分が区分6以上、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって障害程度区分が区分5以上。	常時介護が必要な障害者であって、 障害程度区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上 であるもの。または年齢が50歳以上で 障害程度区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上 であるもの。 身体機能の状態から、在宅生活することが困難であり、施設に入所して介護をうけながら安心した生活をしたいため、病院は退院したが、介護者の支援が必要ため、直接地域生活へ移行することには、不安がある。 訓練施設を利用していたが障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった。	○療育の観点から集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じて児童相談所・保健所に意見を求める。) 就学前児童を原則とするが、小学生から18歳未満の児童も可とする。(年齢要件なし。)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設へ短期間の入所を必要とする者。	○常時介護を有する障害者であって、その介護に必要程度が著しく高い者。 障害程度区分が区分6に 該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有するものであって、以下に掲げる者。 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者。 ア)気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者。 イ)最重度知的障害者 障害程度区分認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者。	○生活介護や就労継続支援の日中活動を利用している 知的障害者・精神障害者 であって、地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を必要とする者。 障害程度区分が、区分2以上	生活介護利用者のうち 障害程度区分4以上の者(50歳以上の場合は区分3以上)
障害程度区分	非該当										
	区分1 (要支援相当)	○						○			
	区分2 (要介護1相当)	○				○ (年齢が50歳以上の場合)		○		○	
	区分3 (要介護2相当)	○		○ (行動援護の項目10点以上)		○ (年齢が50歳以上で施設に入所する場合)		○		○	○ (年齢が50歳以上の場合)
	区分4 (要介護3相当)	○	○	○		○ (施設へ入所する場合)		○		○	○
	区分5 (要介護4相当)	○	○	○	○ (筋ジストロフィー患者または重症心身障害者)	○		○			○
	区分6 (要介護5相当)	○	○	○	○ (筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開)	○		○	○	○	○

経過措置の取り扱い
平成18年9月末時点で、支援費の支給決定を受けて、施設に入所・通所している者で平成18年10月1日以降も、同一施設に継続的に入所・通所する者は引き続き平成23年度末までの間は継続的に入所・通所が可。利用中の事業所が新体系へ移行した場合は改めて新制度における支給決定を受けることが必要。その上で障害程度区分等の要件に該当しない場合であっても、平成23年度末までは引き続き利用が可能。

障害福祉サービス（訓練等給付）

自立訓練（機能訓練）		自立訓練（生活訓練）		自立訓練（生活訓練・宿泊型）		就労移行支援		就労継続支援（A型）		就労継続支援（B型）		グループホーム（共同生活援助）	
サービス内容		- 理学療法士や作業療法士の身体的リハビリテーションや日常生活上の支援等を実施。 - 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせる。（利用者ごとに標準期間18ヶ月）	- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援を実施。 - 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練も組み合わせる。（利用者ごとに標準期間24ヶ月、長期入所者36ヶ月で利用期間を設定。）	帰宅後に生活能力等の維持、向上のための訓練を行うとともに、地域意向に向けた関係機関との連絡調整を行う。	一般就労等への移行にむけて事業所内や企業における作業や実習、適正にあった職場定着のための支援等を実施。	通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援。	通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。	- 食事の援助、掃除、洗濯、買い物日常生活関連動作の支援。 - 緊急時の応急対策、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助。 - 地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援。 - 日中活動を含めた、利用者負担上限額の管理。					
対象者		- 地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障害者。 - 入所施設・病院を退院したものであって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持回復などの支援が必用な者。 - 盲・ろう・養護学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。	- 地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。 - 入所施設・病院を退院したものであって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必用な者。 - 盲・ろう・養護学校を卒業したものであって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。	- 地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者。 - 日中、一般就労している者や障害福祉サービスを利用している者。	- 一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる者。（65歳未満の者） - 企業等への就労を希望する者 - 技術を取得し、在宅で就労・企業を希望する者	- 就労機会の提供を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者。（利用開始時65歳未満の者） - 就労支援移行事業を利用したが企業等の雇用につながりなかった者。 - 盲・ろう・養護学校を卒業して、就職活動をおこなったが、企業等の雇用につながりなかった者。 - 企業等を離職した者等就労経験があるもので、現に雇用関係がない者。	- 就労支援移行事業を利用したが企業等の雇用につながりなかった者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。 - 企業等や就労継続支援（雇用型）での就労経験がある者などであって、就労の機会を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。 - 就労移行支援を利用したが企業等又は就労継続事業（雇用型）の雇用につながりなかった者。 - に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援（雇用型）の利用が困難と判断された者。	就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者・精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な者。					
障害程度区分	非該当												
	区分1（要支援相当）												
	区分2（要介護1相当）												
	区分3（要介護2相当）												
	区分4（要介護3相当）												
	区分5（要介護4相当）												
区分6（要介護5相当）													

地域生活支援事業

		相談支援	コミュニケーション支援事業	日常生活用具給付事業	移動支援	地域活動支援センター			日中一時支援	生活サポート事業	経過的 デイサービス	訪問入浴サービス
サービス内容		障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう地域の障害者の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等をおこなう。障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害者等の権利擁護の	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。	重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付をすること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	屋外での移動に困難がある障害者・児について、外出のための支援をおこなうことにより、地域での自立生活及び社会参加を促す。	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 型 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整・地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るため	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 型 機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービス。	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る。 型 小規模作業所からの移行を想定。	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な急速を目的とするサービス	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。	平成18年10月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所であって10月1日に地域活動支援センター等の事業所に移行することが困難な事業所について、利用者が継続してサービスを受けられるようにする。	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の高齢化の保持、心配機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
対象者			聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等。	重度の身体障害者(児)知的障害者(児)精神障害者であって、当該用具を必要とするもの。	障害児・者であって、市町村が外出時に支援が必要と認めたとする。				日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の必要と認められた障害者等を対象とする。	介護給付決定者以外の者について、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援(生活支援、家事援助)を行う。	平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業者が、移行するまでの間(平成19年3月末日までに限る。)、利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業。	○身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護 ○本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者
障害 程度 区分	非該当									○		
	区分1 (要支援相当)											
	区分2 (要介護1相当)											
	区分3 (要介護2相当)											
	区分4 (要介護3相当)											
	区分5 (要介護4相当)											
	区分6 (要介護5相当)											

～ … 地域生活支援給付事業(仮称)